

- 介護者の急病等で一時的に居宅での介護が困難となった時などに利用できる短期入所について、その居室整備等を支援します。

#### 【主な県事業】

- ◇ 小規模多機能型居宅介護事業所等の整備
- ◇ 定期巡回随時対応型訪問介護看護サービス普及促進
- ◇ 介護福祉用具に関する情報提供
- ◇ 福祉ふれあいプラザ（介護実習センターの運営）

### ⑤ 介護サービスの質の確保・向上、給付の適正化

- 地域におけるケアマネジメントの一層の充実を図るとともに、介護サービス情報の公表制度の活用や第三者・外部からの評価を促進します。  
また、介護保険施設、指定居宅サービス事業者等に対して集団指導や実地指導等を実施し、市町村と連携し、介護サービスの質の確保と保険給付の適正化に取り組みます。
- 施設運営が適正に行われ、権利侵害のない適正なサービス提供の推進や介護保険サービスの利用者や事業者等からの意見・苦情等に適正に対応できるよう、引き続き、運営適正化委員会、福祉サービス第三者評価、介護相談員派遣事業、苦情解決第三者委員等既存の仕組み等の普及促進を図ります。
- お泊りデイサービスの事業内容の透明性確保に向け、届出や事故報告を促すとともに、介護サービス事業所への実地指導の機会を捉え、設備基準やガイドラインの遵守状況を確認の上指導に努めます。
- 第3期介護給付適正化計画を作成し、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の主要5事業を柱としつつ、介護給付の適正化に向けた取組を具体的に位置づけ市町村とともに進めます。  
また、利用者に必要なサービスが提供されるよう、研修を通じ、介護支援専門員のケアマネジメント能力の向上を図ります。

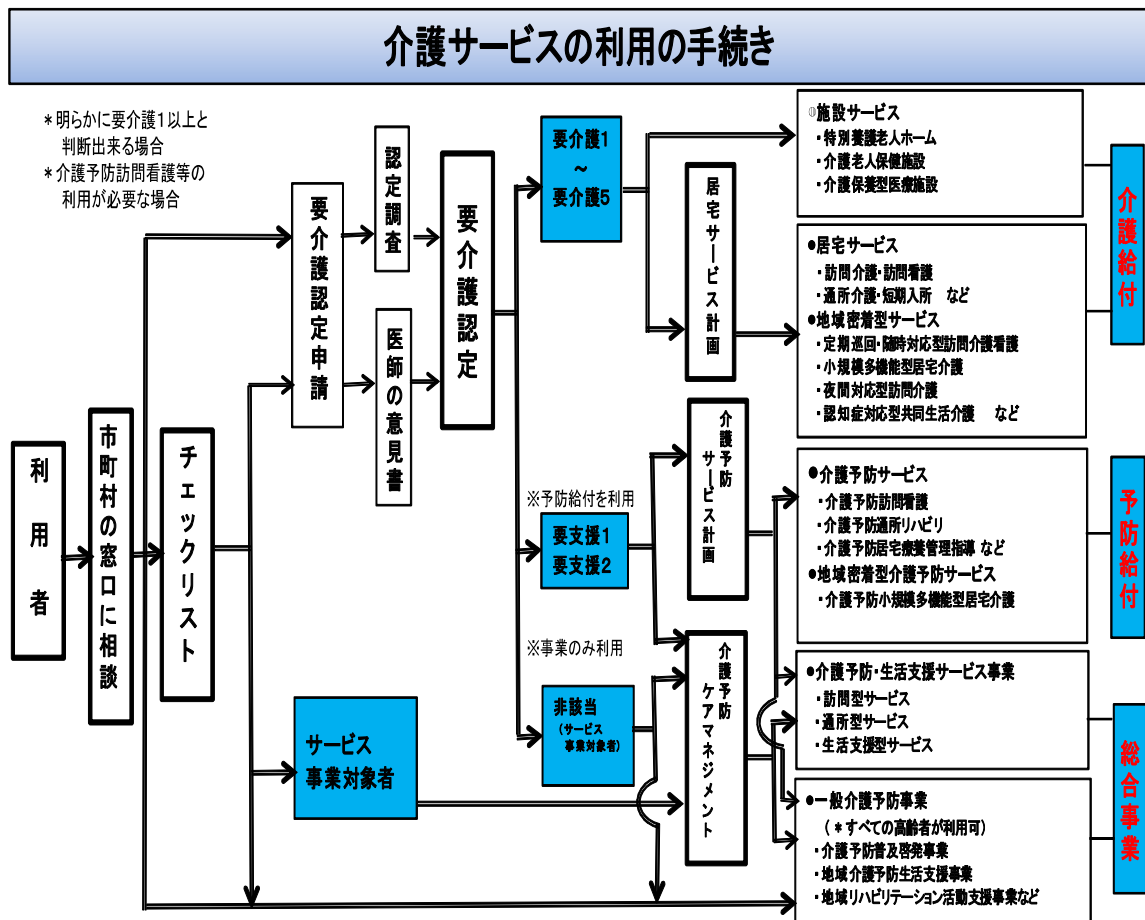
- 介護職員等のたんの吸引等の研修については、適切な医療的ケアが提供されるよう、県又は登録研修機関により実施し、効果的にかつより多くの受講者に実施していきます。

県は、登録研修機関及び登録事業所においての要件が満たされ、医療関係者との連携や安全確保がなされるよう指導監督を行います。

- 低所得で生計が困窮している人の介護サービスの利用促進が図られるよう、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の実施と制度の普及に努めます。

【主な県事業】

- ◇ 介護サービス事業者や高齢者福祉施設等の指導
- ◇ 苦情相談体制整備、福祉サービスの第三者評価の実施
- ◇ 介護職員等による喀痰吸引の円滑な実施



※明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断出来る場合

※全国介護保険担当課長会議（平成26年11月10日）資料抜粋

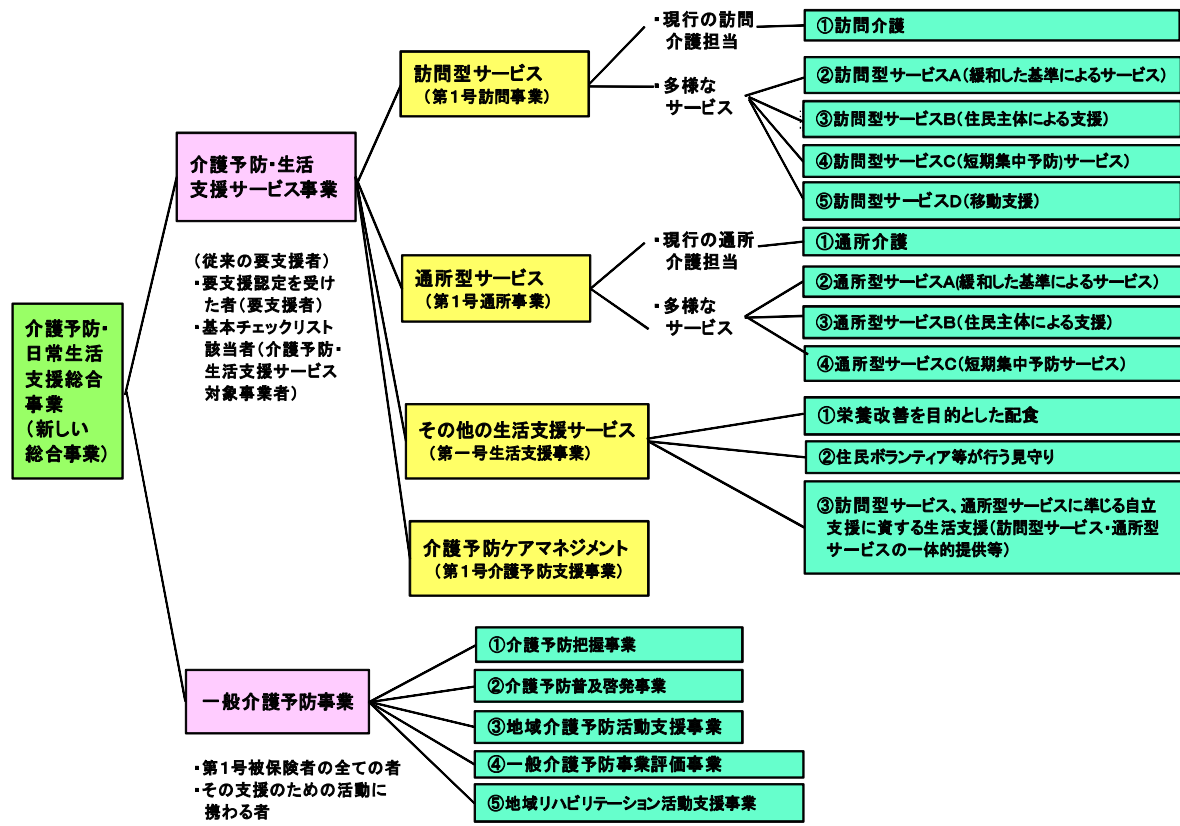
## ⑥ 新たな総合事業への取組

- 市町村が地域の実情に応じて新たな総合事業に取り組むことができるよう、県内外の先行的取組や、事業実施に向けての段階的な取組など広く情報収集し、研修会やブロック別会議において情報提供します。
- 新たな総合事業への円滑な移行に向けて、市町村が必要とする支援につながるように個別に相談に応じるなど、地域実情に応じた具体的な支援を行います。
- 市町村職員や地域包括支援センター職員など、新たな総合事業において中核を担う職員に対し研修を行います。
- 多様な主体による多様なサービスの取組状況について情報収集するとともに、活動団体等の推進体制構築を支援するため、市町村と県内各団体・組織との連絡調整・ネットワーク化の推進や人材養成を行います。
- 要介護者に対する訪問介護や通所介護とともに総合事業を実施している指定事業者に対する監督・指導、不適切な事例が見つかった場合における市町村との連携について検討します。

### 【主な県事業】

- ◇ 介護予防・日常生活支援総合事業移行支援事業
- ◇ 介護度重度化防止推進員の養成（再掲）

## 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



※全国介護保険担当課長会議（平成 26 年 11 月 10 日）資料抜粋

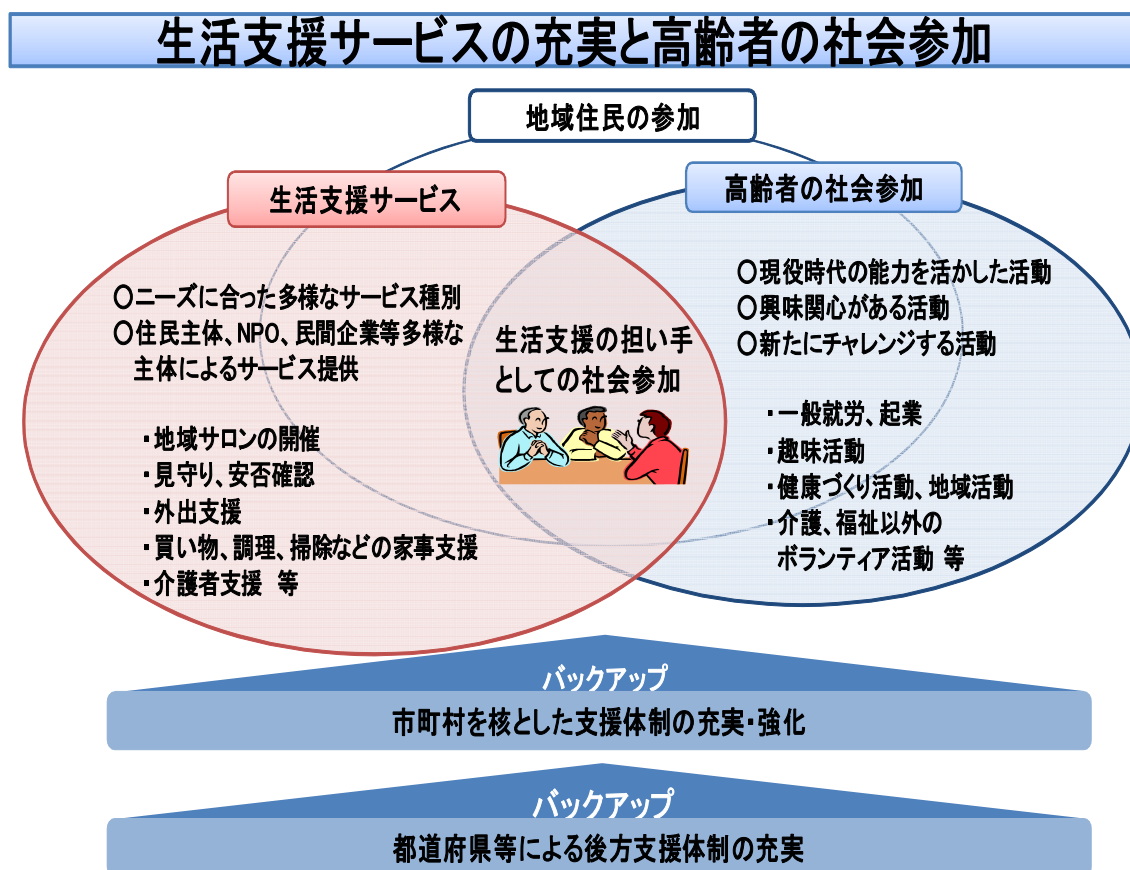
### ⑦ 生活支援サービスの充実

- 介護予防・生活支援サービスに係る市町村実施事業、地域支援事業を活用した事業等について、サービス内容に応じた各市町村での取組について情報提供します。
- 生活支援サービスの充実・強化や担い手の育成を行う「生活支援コーディネーター」の活動や協議体の設置状況について、先行自治体の取組を情報提供するなど、市町村の体制整備のための取組を支援します。
- 生活支援コーディネーターを養成するため、国が作成したコーディネーター養成カリキュラム、テキストを活用し、市町村で配置を予定している人材の研修を実施するとともに、関係者間のネットワーク化や課題への対応など市町村の体制整備について支援します。

- 高齢者の在宅生活を支えるため、NPO、ボランティア、民間企業等の多様な事業主体による生活支援サービスの提供体制の構築や、地域のニーズに沿った生活支援・介護予防サービスの開発などの取組を行う市町村を支援します。

【主な県事業】

- ◇ 生活支援コーディネーター養成事業
- ◇ 介護予防・日常生活支援総合事業移行支援事業（再掲）



※全国介護保険担当課長会議（平成26年11月10日）資料抜粋